

## 木津川市有料広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、市の資産を広告媒体として活用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広報媒体に掲載する広告は、社会的に信用の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい市民の不利益を与えない中立性のあるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

(1) 各種法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性があるもの

(5) 宗教性があるもの

- ( 6 ) 社会問題についての主義主張
  - ( 7 ) 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - ( 8 ) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - ( 9 ) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - ( 10 ) その他広告掲載の対象として適当でないと市長が認めるもの
- 3 広告掲載に係る事業者及び業種、前項に規定する広告内容その他の広告掲載に関する基準は、別途定める。
- ( 広告の規格等 )
- 第 4 条 広告の規格、枠数、掲載料、募集期間及び作成方法等は、広告媒体ごとに別に定める。
- ( 広告の募集方法等 )
- 第 5 条 広告の募集は、市が発行する広報紙、ホームページ等により行うものとする。
- ( 審査機関 )
- 第 6 条 広告掲載についての審査等をするため、木津川市広告審査会(以下「審査会」という。)を設ける。
- 2 審査会の委員長は、市長公室長をもって充て、委員は次に掲げる職にあるものをもって充てる。
- ( 1 ) 学研企画課長
  - ( 2 ) 総務課長
  - ( 3 ) 財政課長
  - ( 4 ) 人権推進課長
  - ( 5 ) 観光商工課長
  - ( 6 ) 社会教育課長
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

( 審査会の会議 )

第7条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲載又は掲出に関して、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

( 審査会の庶務 )

第8条 審査会の庶務は、市長公室学研企画課において処理する。

( 補則 )

第9条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に必要な事項は、市長が別に定める。